

社保研究部だより

2024年診療報酬改定に係る施設基準について

診療報酬改定の6月実施にともない、新たな施設基準も6月から適用となる。毎年報告している「7月報告」は「8月報告」に変わる。

1. 新たに届け出る場合

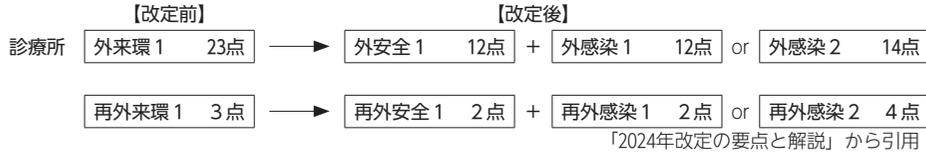
新たに施設基準を満たした上で6月1日から算定する場合は、5月2日～6月3日に近畿厚生局指導監査課へ届け出る。従来あった施設基準を新たに届け出る場合も同じ。既に届け出ていて、変更がないものは、届出直しは不要。新たに届け出る場合の研修は、直近3年以内のものが有効となる。

例) 歯科技工士連携加算1、2など

2. 施設基準が再編され出し直す場合

歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)とかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)が再編され、2024年3月末に届出をしている医療機関は、1年間の猶予がある。2025年5月末までに、新たな施設基準を満たしたうえで届出する。施設基準の詳細は「2024年改定の要点と解説」外来環・P32、か強診・P46参照。

①外来環1、2は廃止され、歯科外来診療医療安全対策加算1、2(外安全1、2)と歯科外来診療感染対策加算1、2、3、4(外感染1、2、3、4)に再編された。



施設基準の届出は、外安全1および外感染1、2いずれも様式4を使用する。その際、外安全1については、「基本診療の施設基準等に係る届出書」(別添7)の欄外に「届出直し」と朱書きし、様式4の4常勤歯科医師名と医療安全に関する研修受講歴には、受講者(常勤歯科医師名)のみを記載することでよい。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名(常勤歯科医師名)	講習名(テーマ)	受講年月日	当該講習会の主催者
保険医太郎	—	—	—

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

②か強診は廃止され、口腔管理体制強化加算に再編された。新たに、口腔機能管理に関連する算定要件と「小児の心身の特徴」の研修の要件が追加された。2025年5月末までに算定実績を積み、研修の受講が必要となる。研修については、追加された項目のみを受講すればよい。

【算定実績の追加点】

過去1年間に歯科疾患管理料(口腔機能発達不全症または口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。)、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料または歯科口腔リハビリテーション料3を併せて12回以上算定

「2024年改定の要点と解説」正誤表 2024年4月5日時点

訂正箇所	誤	正
P11 小機能、口機能に対する口管強	●小機能、口機能に対する口管強(口腔機能管理 [≠] P●)	●小機能、口機能に対する口管強(口腔機能管理 [≠] P13)
P14 2行目	掲示事項をウェブサイトに掲載する(2025年3月末まで経過措置)	掲示事項をウェブサイトに掲載する(2025年5月末まで経過措置)
P15 (7)2行目(P150 解説2も同様)	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失PZ、imp、BT、技術料、装着料、装着材料料は2歯分で算定し、補管およびチタン冠の材料料は1歯分で算定する。	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失PZ、imp、BTは2歯分で算定し、補管およびチタン冠の製作技術料、材料料、装着料、装着材料料は1歯分で算定する。
P16 (9)一覧表ブリッジの欄	支台歯の前歯部がレジン前装MC 上記以外の6歯以上	(欄を全て削除) 6歯以上
P46 5行目	【口腔管理体制強化加算の施設基準(改定前:か強診)アミかけは追加、下線は変更点】(届出様式P210、211~213)	【口腔管理体制強化加算の施設基準(改定前:か強診)アミかけは追加、下線は変更点】(届出様式P210、211~213)
P46 下から2行目	(前略)施設基準(P185、192参照)	(前略)施設基準(P185、193参照)
P63 歯科特定疾患療養管理料の解説1	(前略)施設基準(P185、192参照)	(前略)施設基準(P185、193参照)
P106 処方箋料 解説3	一般名処方加算に施設基準が設けられた(P204、P235参照)	一般名処方加算に施設基準が設けられた(P205、P235参照)
P135 算定例3行目	口腔管理強化体制加算	口腔管理体制強化加算
P153 2. エンドクラウン(2)解説	下顎大白歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った後の装着には適応できない	下顎大白歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った場合であっても適応できない
P171 資料目次 20行目	記載漏れ	◇在宅医療情報連携加算および在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類 219
P173 解説12.	・歯科外来診療医療安全対策加算1・2 ・歯科外来診療感染対策加算1・2・3・4	・(削除) ・歯科外来診療感染対策加算2・4
P175 42行目	初診料(歯科)の注16および再診料(歯科)の注12に掲げる基準(歯情報通信第号)	(下線追加) 初診料(歯科)の注16および再診料(歯科)の注12に掲げる基準(歯情報通信第号)
P197 29行目	記載漏れ	(在宅DX追加) 在宅医療DX推進体制整備加算(在宅DX) 第号
P140 クラウン・ブリッジ維持管理料の解説	(前略)補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。	(前略)補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。 なお、補管未届け医療機関が前述の歯冠補綴物を製作した場合には、所定点数の70/100ではなく100/100で算定できるようになった。
P142 9-4う蝕インレー修復形成 解説1.	1. CAD/CAMインレーのkpへの加算点数	1. CAD/CAMインレーのう蝕インレー修復形成(修形)への加算点数
P173 16. 2行目	歯科外来診療医療安全対策加算の解説(32ページ参照)に記載されている公益財団法人日本医療評価機構が行う。	歯科外来診療医療安全対策加算の解説(32ページ参照)に記載されている公益財団法人日本医療評価機構が行う。

最新の正誤表については、保団連HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)で随時更新している

カルテおよびレセプトに使用できる略称(変更・新規一部抜粋)

2024年6月から適用

区分	項目	略称
基本診療科	医療情報取得加算1	医情1
	医療情報取得加算2	医情2
	医療情報取得加算3	医情3
	医療情報取得加算4	医情4
	医療DX推進体制整備加算	医DX
	情報通信機器を用いた初診	情初診
	情報通信機器を用いた再診	情再診
	歯科診療特別対応加算1	特1
	歯科診療特別対応加算2	特2
	歯科診療特別対応加算3	特3
	歯科外来診療医療安全対策加算1	外安全1
	歯科外来診療医療安全対策加算2	外安全2
	歯科外来診療感染対策加算1	外感染1
	歯科外来診療感染対策加算2	外感染2
歯科外来診療感染対策加算3	外感染3	
歯科外来診療感染対策加算4	外感染4	
医学管理等	小児口腔機能管理料(情報通信機器を用いた場合)	情小機能
	小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔機能体制強化加算	口管強
	口腔機能管理料(情報通信機器を用いた場合)	情口機能
	周術期等口腔機能管理料(IV)	周IV
	回復期等口腔機能管理計画策定料	回計
	回復期等口腔機能管理料	回管
	根面う蝕管理料	根C管
	エナメル質初期う蝕管理料	Ce管
	口腔機能指導加算	口指導
	歯科特定疾患療養管理料(情報通信機器を用いた場合)	情特疾患
	歯科遠隔連携診療料	歯遠隔
	診療情報等連携共有料1	情共1
	診療情報等連携共有料2	情共2
	在宅医療	歯科訪問診療4
歯科訪問診療5		歯訪5
歯科訪問診療料注15(イ 初診時)		歯訪診(初)
歯科訪問診療料注15(ロ 再診時)		歯訪診(再)
歯科訪問診療料注19(イ 初診時)		特歯訪診(初)
歯科訪問診療料注19(ロ 再診時)		特歯訪診(再)
在宅医療DX情報活用加算		在DX
複数名訪問歯科衛生指導加算		複訪
在宅総合医療管理加算		歯総管
在宅療養支援歯科病院		歯援病
在宅歯科医療連携加算1		在歯連1
在宅歯科医療連携加算2		在歯連2
小児在宅歯科医療連携加算1		小在歯連1
小児在宅歯科医療連携加算2		小在歯連2
在宅歯科医療情報連携加算	歯情連	
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料1	NST1	
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料2	NST2	
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料3	NST3	
検査	口腔細菌定量検査1	口菌検1
	口腔細菌定量検査2	口菌検2
	咀嚼能力検査1	咀嚼1
	咀嚼能力検査2	咀嚼2
	咬合圧検査1	咬合圧1
咬合圧検査2	咬合圧2	
リハ	歯科口腔リハビリテーション料3(1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合)	歯リハ3(1)
	歯科口腔リハビリテーション料3(2 口腔機能の低下を来している患者の場合)	歯リハ3(2)
処置	歯周病ハイリスク患者加算	Pリスク
	口腔内装置調整(イ 口腔内装置調整1)	OAp調1
	口腔内装置調整(ロ 口腔内装置調整2)	OAp調2
	口腔内装置調整(ハ 口腔内装置調整3)	OAp調3
	回復期等専門的口腔衛生処置	回口衛
口腔バイオフィルム除去処置	バイオ除	
歯冠修復・欠損補綴	CAD/CAMインレーのための窩洞形成に係る加算	CADIn形
	歯科技工士連携加算1	歯技連1
	歯科技工士連携加算2	歯技連2
	光学印象	光imp
	光学印象歯科技工士連携加算	光技連
	仮床試適「4 その他の場合」	TF(フ)
	根面被覆(1 根面板によるもの)	RC
	根面被覆(2 レジン充填によるもの)	RCL
	CAD/CAM冠(1 2以外の場合)	歯CAD
	CAD/CAM冠(2 エンドクラウンの場合)	歯CAD(EC)
有床義歯内面適合法(硬質材料を用いる場合)	床適合(硬)	
有床義歯内面適合法(軟質材料を用いる場合)	床適合(軟)	
その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)1	歯外ペA1初
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)2	歯外ペA1再
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)3イ	歯外ペA1訪イ
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)3ロ	歯外ペA1訪ロ
材料	接着性レジンセメント 標準型	接レセ標
	接着性レジンセメント 自動練和型	接レセ自
	接着性ガラスイオノマー系レジンセメント 標準型	接グセ標
	接着性ガラスイオノマー系レジンセメント 自動練和型	接グセ自